

Ⅲ 障害福祉計画（第4期）の成果目標

障害者の自立に向けた支援を計画的に推進していくため、障害者の入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供できる体制を確保するため、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることとします。

本計画では、国の基本指針及び本県の実情を踏まえ、次のとおり平成29年度までの成果目標を設定し、各施策等の取り組みにより、その目標の達成を目指します。

〔成果目標〕

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 障害者の地域生活の支援
- 4 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行の推進について、第1期計画策定以降取り組んできたところですが、更なる地域移行を推進するため、次の2点を成果目標として設定します。

（1）地域生活移行者の増加

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活への移行を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。

※なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けて引き続き入所させることとした入所者数を除いて設定しています。

【沖縄県の現状】

○ 県は、第3期計画において、平成17年10月1日時点の入所者数2,761人から、平成25年度末までに689人（25%）を地域生活へ移行させる目標としてきたところ、平成25年度末までに655人（23.7%）がグループホー

ムや家庭復帰などの地域生活への移行を行っています。

- このことは、障害者自立支援法施行以降のサービス再編に伴い、グループホーム等の整備が進み、地域生活への移行が進んだことも要因の一つと考えられます。
- 第3期計画中の地域生活移行者は、平成24年度で57人、平成25年度で36人と地域生活移行者は減少傾向にあります。入所施設から地域生活に移行する者の数が減少している主な理由として、
 - ア 現在、施設入所している障害者は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっていること、
 - イ 入所している障害者で地域移行が可能な者であっても、希望地域におけるグループホーム等の受け皿が十分でないこと、などが考えられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績などを踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成25年度末の施設入所者数と比較した地域生活移行者の割合を5.4%（126人）に設定します（別表1）。

目標値	平成25年度末の施設入所者と比較して、平成29年度末までに地域生活へ移行する者の割合	5.4%
-----	--	------

（2）施設入所者の削減

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数から4%以上の削減を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。
- 関連して、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域における居住の場としてのグループホームの充実など、サービスの提供体制を整えるとともに、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、入所施設の定員総数についても国の基本指針を踏まえて検討する必要があります。

【沖縄県の現状】

- 県は、施設入所者の削減について、平成17年10月時点の施設入所者2,761人から、平成25年度末時点までに15.3%（423人）を削減しており、第3期計画の目標値を超えているところです。

- 理由として、グループホームの増等も含めた地域移行への積極的な取組の結果と考えられます。
- 指定障害者支援施設の入所定員数について、平成 25 年 4 月 1 日における本県の障害者支援施設の入所定員は 2,365 人で、利用者数は 2,348 人（充足率 99.3%）です。この数値と平成 27 年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成 29 年度の定員は 2,250 人になります。

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数				単位：人
平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
2,365	2,312	2,277	2,250	

【第 4 期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計画との整合を図ることから、平成 29 年度末の施設入所者を平成 25 年度末の施設入所と比較した削減割合を 4.4%（103 人）と設定します（別表 1）。

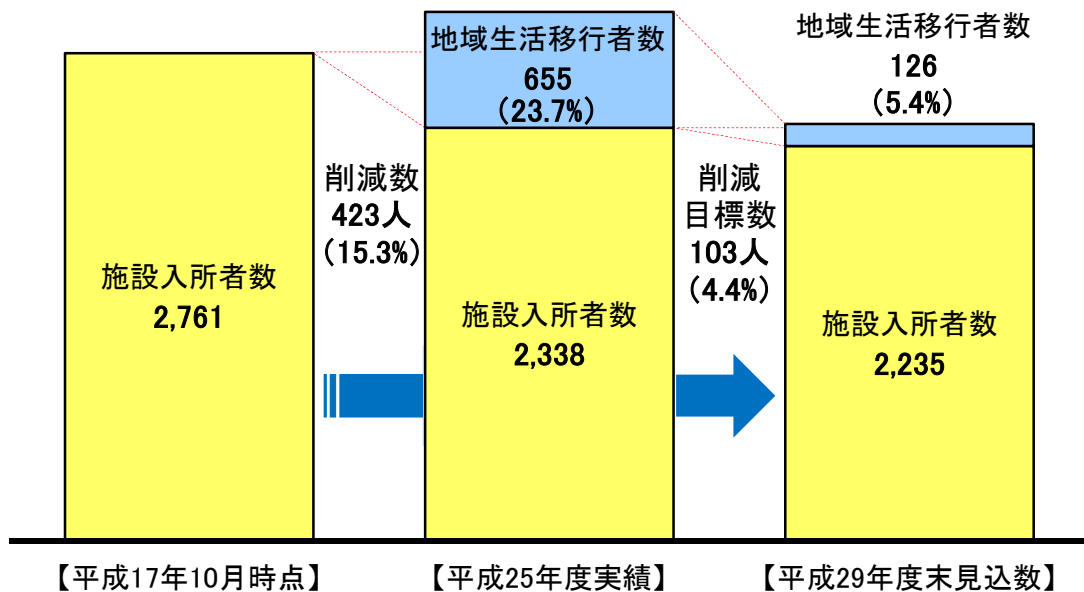
目標値	平成 25 年度末の入所者数と比較して、平成 29 年度末の入所施設の入所者数削減見込みを設定する。	4.4%
-----	--	------

○目標値

（別表 1）

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,338 人	平成 25 年度末現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,235 人	平成 29 年度末時点の入所施設の利用見込者数とする。
削減見込数 (A-B)	【目標値】 4.4% (103 人)	平成 25 年度末の入所者数と比較して、平成 29 年度末の入所施設の入所者数削減見込みを設定する。
地域生活移行者数	【目標値】 5.4% (126 人)	平成 25 年度末の施設入所者数から、平成 29 年度末までに地域生活へ移行する者の数を設定する。

福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは、福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）へ移したものをいい、病院、他入所施設（老人、障害）、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

【目標達成のための具体的な取組】

- 福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害者の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、グループホームを新築及び改修する際の補助について、引き続き行います。
- また、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居と連携したサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に集団指導等を通して、情報提供を行います。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- 福祉施設の相談員等が、利用者本人の希望等を踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援事業所と連携しつつ、障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進するために必要なスキルを向上させるよう、サービス

管理責任者等に対する研修内容の充実に取り組みます。

- 地域移行を想定した日常生活、健康管理、金銭管理等の生活訓練を計画的に実施するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を作成するサービス管理責任者に対して、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。
- 施設入所については、真に施設入所が必要と判断される者であることから、施設入所者を希望する者に対して、本人の意思を踏まえつつ、地域生活の継続について十分に検討するため、相談支援専門員等の資質向上に努めます。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針において、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）により、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すとされていることを踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値について、次の成果目標を設定します。

（１）入院後 3 か月時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院後 3 か月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して 3 月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ）について、平成 29 年度における目標値を 64%以上としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後 3 か月時点の過去 5 か年（平成 20 年度から平成 24 年度までの当該年度 6 月入院患者の状況）の退院率の平均値は、60.8%となっています（別表 2）。

【第 4 期計画の成果目標】

- これまでの実績を踏まえつつ、精神障害者の病状や退院後の地域での生活支援方法等個々の要因はあるものの、入院生活を短期とし、早期の地域生活を実現するため、国の基本指針に基づき、平成 29 年 6 月末時点における入院後 3 か月時点の退院率 64%を目標値として設定します。

目標値	平成 29 年度における入院後 3 か月時点の退院率	64%
-----	----------------------------	-----

（２）入院後 1 年時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院 1 年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して 1 年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ）について、平成 29 年度における目標値を 91%以上としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後 1 年時点の過去 5 か年

(平成 20 年度から平成 24 年度の当該年度 6 月入院患者の状況) の退院率の
 平均値は、86.7%となっています(別表 2)。

【第 4 期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、精神障害者の病状や退院後の地域での生活支援方法等、個々の要因はあるものの、入院生活を短期とし、早期の地域生活を実現するため、国の基本指針に基づき、平成 29 年度 6 月末時点における入院後 1 年時点の退院率 91% を目標値として設定します。

目標値	平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率	91%
-----	---------------------------	-----

(別表 2) 各年度 6 月の新規入院者の退院状況

(単位:人、%)

調査年度	新規入院	6月	7月	8月	入院後 3か月 時点	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	1年時点 の退院率	
H20		587	133	162	85	380	53	32	13	9	6	6	11	5	1	516
	残存数	454	292	207	64.7%	154	122	109	100	94	88	77	72	71	87.9%	
H21		527	96	126	89	311	68	22	16	10	8	5	9	3	6	458
	残存数	431	305	216	59.0%	148	126	110	100	92	87	78	75	69	86.9%	
H22		622	140	136	91	367	64	35	18	11	7	9	10	5	8	534
	残存数	482	346	255	59.0%	191	156	138	127	120	111	101	96	88	85.9%	
H23		654	129	174	97	400	69	33	11	13	6	7	9	9	4	561
	残存数	525	351	254	61.2%	185	152	141	128	122	115	106	97	93	85.8%	
H24		568	117	122	103	342	66	34	12	13	6	6	6	4	5	494
	残存数	451	329	226	60.2%	160	126	114	101	95	89	83	79	74	87.0%	

平均値 60.8%

平均値 86.7%

出典: 沖縄県保健医療部健康長寿課

(3) 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者(入院期間が 1 年以上の者)を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18% 以上減少することを目標値としています。

【沖縄県の現状】

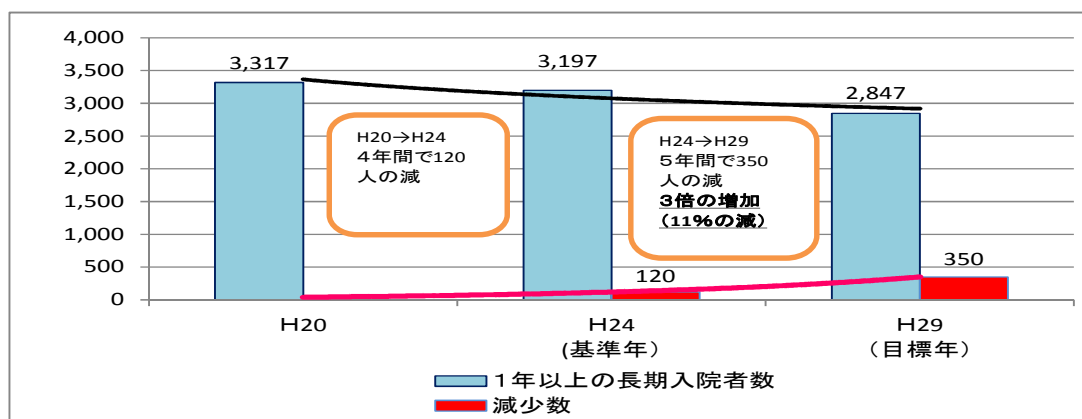
- 沖縄県内の精神科病院に入院する精神障害者は平成 24 年 6 月時点で 5,034 人、長期在院者は 3,197 人となっており、長期在院者の割合は 63.5% となっています。

- 入院患者のうち、65歳以上の高齢者が、2,205人と43.9%を占めており、高齢化が進んでいます。
- 長期在院者の3,197人の内、1年以上5年未満が1,712人(53.6%)、5年以上10年未満が632人(19.8%)、10年以上20年未満が504人(15.7%)、20年以上が349人(10.9%)となっています。
- 長期在院者数の減少数は、平成20年から平成24年までの4年間で、120人(H20:3,317人→H24:3,197人:▲3.6%)となっており、減少傾向にあります。
- しかしながら、長期在院者の退院を進めるにあたり、地域生活の受け皿となる家族等の受け入れ、グループホーム等が十分ではない状況や、居住の場を地域へ移すにあたり、病院と相談支援事業所等との連携が十分とは言えないなどの状況があります。
- また、受け入れ先となる障害福祉サービス事業所の支援員等の質の向上も課題としてあげられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、長期在院者を減少させるための取り組みとして、グループホーム等の受け皿の整備及び精神障害者を支援する者の資質向上のための研修事業の充実を図り、早期の地域生活を実現するため、平成29年度6月末時点における長期入院患者の減少率を11%(H24:3,197人→H29:2,847人:▲11%、前4か年と比較して3倍の増)として設定します。

目標値	平成29年6月末時点における長期在院者数の 平成24年度末時点からの減少率	11%
-----	--	-----



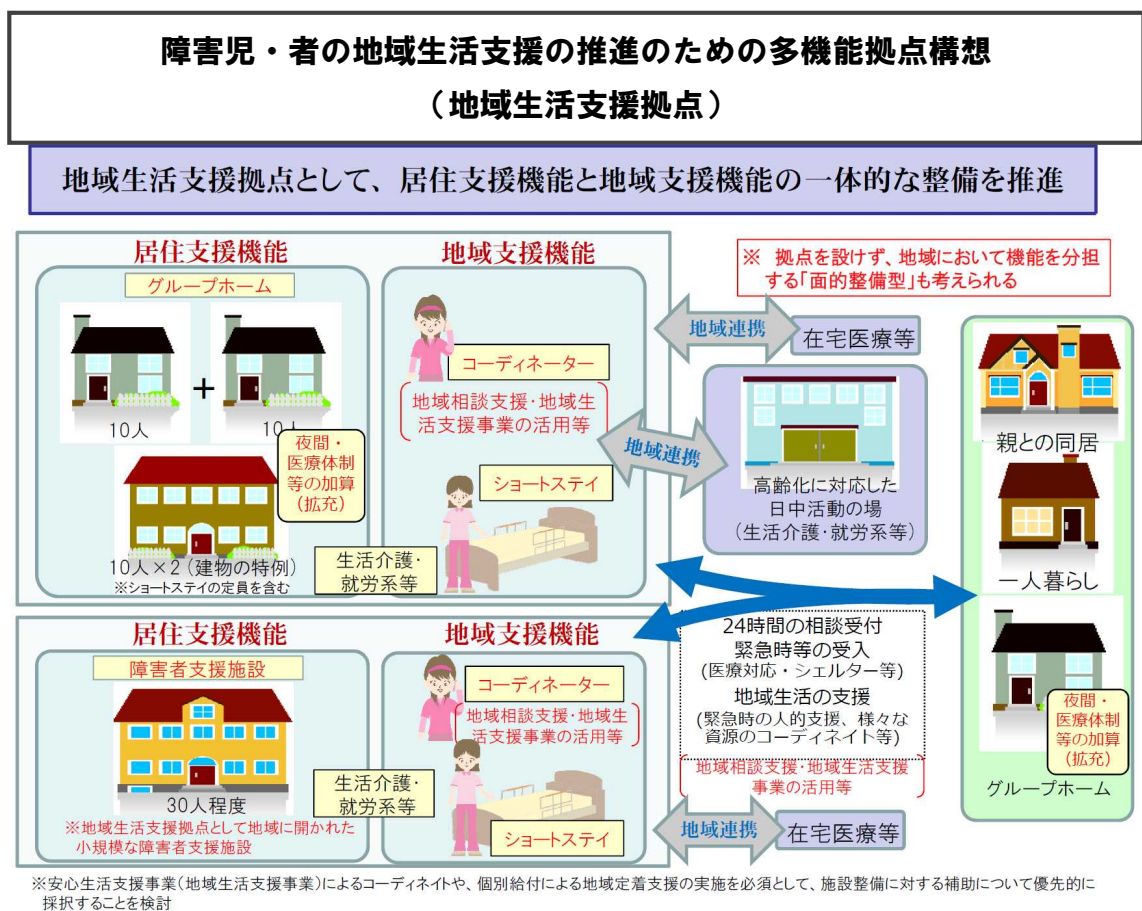
【目標達成のための具体的な取組】

- 入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホーム等住まいの場の整備を進めます。
- 市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。
- 地域における医療（精神科病院）と福祉（市町村、相談支援事業所等）の接着を目的に連携体制整備推進員（コーディネーター）を配置し、連携体制を整備します。
- 精神障害者の退院意欲の促進や退院後の地域生活のイメージをもってもらうため、障害福祉サービスの短期利用等を行い、退院後の地域生活が円滑にいくよう地域定着試行事業を行います。
- 精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、質の高い地域移行支援が可能となるよう相談支援従事者等に対する研修内容の充実を行います。
- 精神障害者の地域生活を充実させるため、地域活動支援センター、就労継続支援事業所（A型及びB型）、就労移行支援事業所などの日中活動の場の利用促進に努めます。
- 平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、また平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、障害者に対する誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくための広報啓発を進め、障害者の特性の理解を促します。

3 障害者の地域生活の支援

【基本指針の考え方】

国の基本指針では、障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（平成 25 年 10 月 11 日：障害者の地域生活の推進に関する検討会）を踏まえて、新たに今後の地域における障害者の生活支援のために求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の拠点整備について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することとしています。



【沖縄県の現状】

- 障害者の地域での生活支援のため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などで支援を行っていますが、国の基本指針に示されたような居住支援機能と地域支援機能の一体的な運用が図られている事例はまだありません。
- しかしながら、障害者の高齢化・重度化の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていける社会を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築は必要です。

- そのためには、居住支援機能としての障害者支援施設（又はグループホーム）と地域支援を行うための体制（在宅医療や緊急時の相談受付、緊急時の受入等）の連携体制（ただし、必ずしも障害者支援施設等が連携している必要はなく、相談支援事業所と短期入所事業所との連携による拠点化も可能である。）については、各々の地域でどのような社会資源があり、また拠点として活動するための体制が整えられているかなど、十分に検討する必要があります。
- 島しょ県である沖縄県の地理的条件等から、各市町村に十分な社会資源が整っている状況にはないことから、当面は各圏域別で整備を行う必要があります。

【第4期計画の成果目標】

- 沖縄県としては、国の基本指針に基づく地域生活支援拠点について、平成29年度末までに各障害保健福祉圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に各1か所以上の整備を行うことを目標とします。

目標値	平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所以上整備する範囲を各圏域として設定する。	5か所
-----	--	-----

【目標達成のための具体的な取組】

- 地域生活支援拠点の整備について、地域の課題に応じて、障害者支援施設（又はグループホーム）を核とする体制（あるいは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備））について、相談支援、地域支援機能などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進める必要があることから、各圏域自立支援連絡会議にて、圏域別の整備の内容について議論するよう働きかけていきます。
- 地域生活支援拠点の整備にあたり、平成27年度以降に国が実施する地域生活支援拠点整備推進モデル事業の好事例等を各圏域自立支援連絡会議に提供します。

4 福祉施設から一般就労への移行

障害者の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素であり、第1期計画から取り組んできたところです。

平成18年以降、障害者の雇用の促進等に関する法律等の改正により、障害者の就労支援策の拡充が図られるとともに、また法定雇用率の引き上げや（平成25年4月から、民間企業は1.8%から2.0%に引き上げ）、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が拡大するなど、障害者の就労に関する環境の改善が図られています。

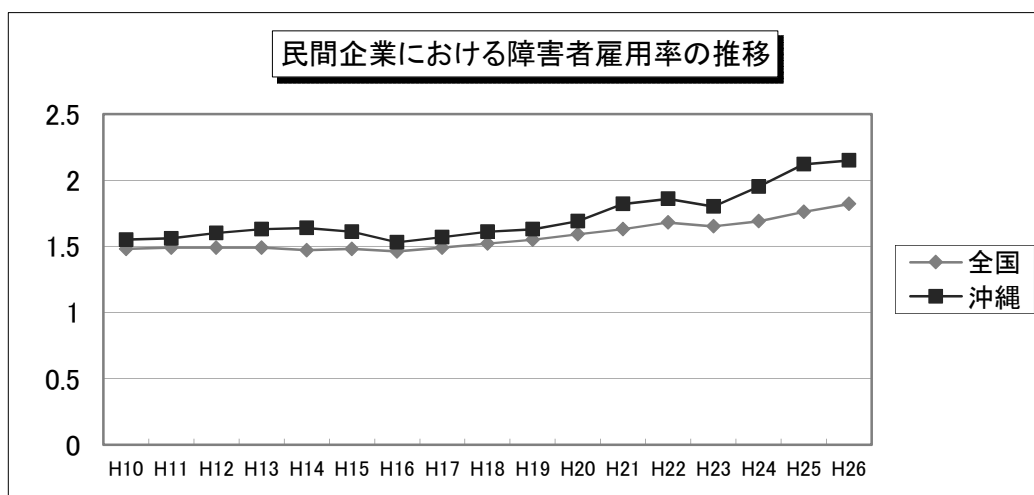
本計画では、国の基本指針に示された、従来の福祉施設から一般就労への移行に加え、新たに就労支援事業所の利用者数の増及び就労移行支援事業所の就労移行率について成果目標を設定しました。

県は、障害福祉サービス事業所や労働関係機関等と連携しながら、障害者の一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労意欲の向上に取り組めます。

◇沖縄県の障害者の就労状況

沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成26年6月1日において、全国平均の1.82%を上回る2.15%となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.0%を達成しています。

また、平成25年3月の特別支援学校（高等部）卒業生282人のうち、64人が就職しており、就職率は22.7%となっています。



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82
沖縄	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15

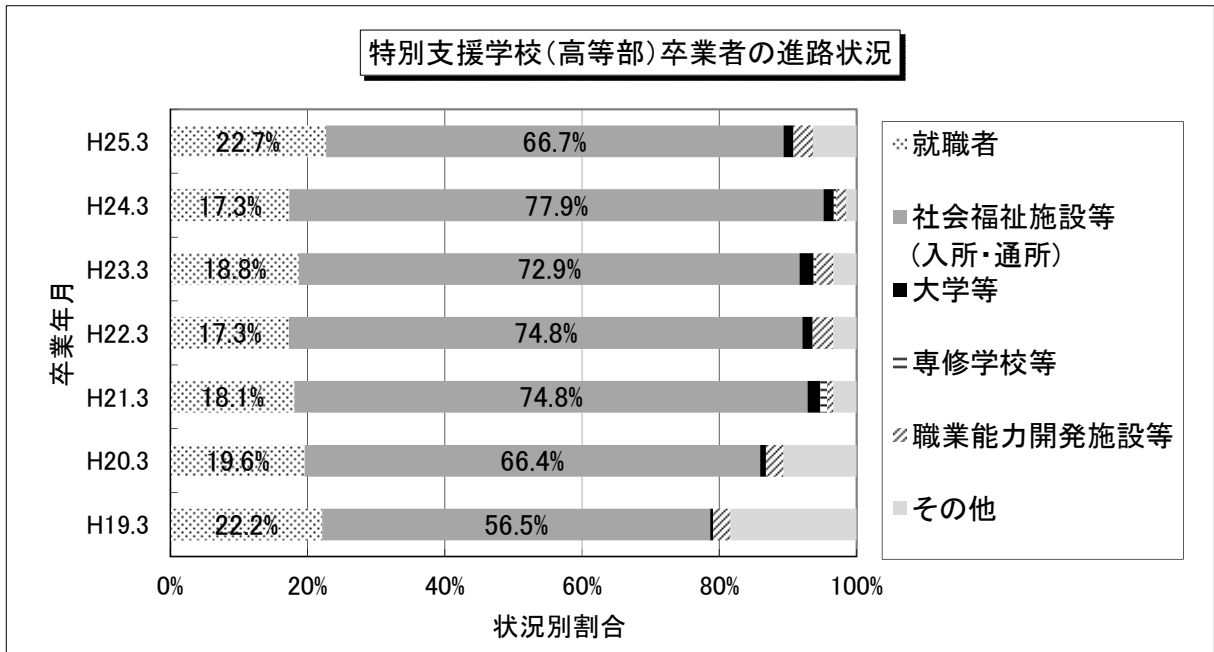
出典：平成26年11月26日、沖縄労働局発表（調査時点：毎年6月1日）

特別支援学校(高等部)卒業生の進路状況

(単位:人)

区分 卒業年月	卒業者 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開 発施設等	その他
平成16年3月	204	48	104	4	2	-	46
平成17年3月	201	40	116	1	1	5	38
平成18年3月	227	58	108	5	2	7	47
平成19年3月	239	53	135	1	0	6	44
平成20年3月	235	46	156	2	0	6	25
平成21年3月	210	38	157	4	2	2	7
平成22年3月	266	46	199	4	0	8	9
平成23年3月	240	45	175	5	1	6	8
平成24年3月	271	47	211	4	1	4	4
平成25年3月	282	64	188	4	0	8	18

出典:学校基本調査報告書(県統計課)



(1) 福祉施設から一般就労への移行

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成 29 年度の一般就労移行実績を、平成 24 年度の2倍以上とすることを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 県は、第3期計画において、従来、国の基本指針を超えてきた実績を踏まえ、計画最終年度である平成 26 年度には、平成 17 年度実績（23 人）の約 10 倍となる 232 人を目標として掲げてきました。
- 県のこれまでの実績は、26 ページのグラフのとおり、第 1 期計画以降、年々増加しているところであり、直近の実績値（平成 25 年度）は 184 人となっています。
- この結果は、障害者本人の就労意欲の高まりや資質の向上に加え、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等による支援及び行政機関（沖縄労働局や県の労働部局、教育委員会等の教育担当部局等）との連携、受け入れる企業側の意識向上（求人の増、職場環境の改善等）などの結果であると推察されます。
- 今後も福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、職場定着率の向上や障害者を支援する側の資質の向上が求められます。

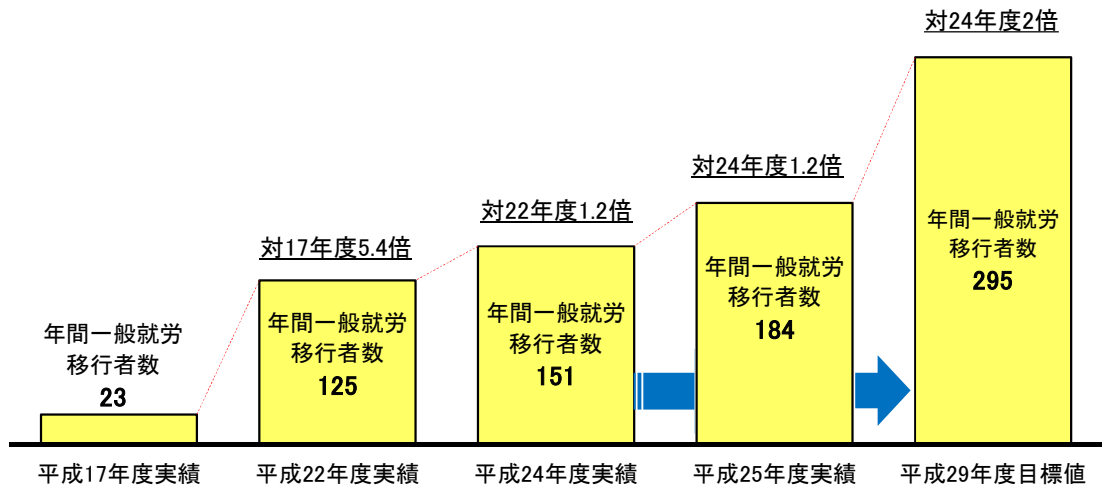
【第 4 期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度の約 2 倍にあたる 295 人と設定します。

○成果目標値の設定

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 151 人	平成 24 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 295 人	平成 29 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の 2 倍とする。

福祉施設から一般就労への移行実績



[備考]

・福祉施設の利用者とは

福祉施設のうち、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を利用している者をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設からハローワーク経由(雇用契約、雇用保険、最低賃金法の適用)で一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く。

【成果目標達成のための具体的な取組】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方で重層的に就労支援に取り組むため、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、専門的な職業リハビリテーションを行う沖縄障害者職業センター、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センター等と連携するとともに、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の活用を促進します。

項目	数値	考え方
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	【見込数】 245人	平成29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう支援見込み者数を設定する。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	【見込数】 17人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた委託訓練を受講できるよう、その見込み者数を設定する。
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	【見込数】 230人	平成29年度において、障害者トライアル雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数の見込み者数を設定する。
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数	【見込数】 70人	平成29年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労を受けることができるよう、対象者の見込み者数を設定する。

[備考]

・委託訓練事業とは

障害者の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労に必要な基礎知識や技能を付与することを目的とした事業です。

・障害者試行雇用事業（トライアル雇用）とは

障害者の雇用を躊躇している事業主に、一定期間（原則3か月）試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業です。

・職場適応援助者（ジョブコーチ）とは

障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者です。

・障害者就業・生活支援センター事業とは

職場不適応により離職した障害者、また離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る事業です。

(2) 就労移行支援事業所の利用者の増加

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の利用者を平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すことを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数は 716 人となっています。
- 就労移行支援事業所の利用者数は増加するものと見込まれているが、同事業の利用期間が2年間であることから、その間に一般就労を可能とするための知識の取得及び能力の向上が困難となっているケースもみられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成 29 年度の就労移行支援事業所の利用者数を平成 25 年度末の利用者の 1.52 倍にあたる 1,090 人と設定します。

目標値	平成 25 年度の就労支援移行支援事業所の利用者数と比較して、平成 29 年度の利用者数の増加を図る。	1.52 倍
-----	---	--------

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成 29 年度末の各市町村管内の就労移行事業所ごとの就労移行率（事業所ごとのある年度の4月1日に支給決定されている者を分母とし、その年度内に一般就労した者を分子として算出する）のうち、当該事業所でその3割以上となる事業所を5割以上とすることを目指すことを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所数は 87 か所となっています。
- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割を超えている事業所（推計）は、9か所と約1割となっています。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計画との整合を図ることから、平成29年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上となる事業所数を全体の4割（40か所）と設定します。

目標値	平成29年度末の就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上とする事業所数の増加を図る。	事業所全体の4割
-----	--	----------

【成果目標達成のための具体的な取組】

- サービス等利用計画（個別支援計画も含む。）の見直しなど、障害者本人の状況を把握するとともに、一般就労を希望する者については、必要に応じて就労支援事業所を活用するよう促していきます。
- 就労移行支援事業所が就業生活支援にかかるケアマネジメントや障害者本人のニーズに合わせた就労支援を実施できるよう相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センターなどとの連携体制を強化します。
- 障害者が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害者の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業所に働きかけます。
- 一般就労への移行促進のためには、就労移行支援事業所等が自ら積極的に地域の関係機関と連携を強化し、段階に応じた総合的な支援を行うことが重要となることから、就労移行支援事業所等に対する適切な助言・指導に努めます。また、職場実習先の確保等、施設外での訓練機会の増を促進します。
- 沖縄労働局等の関係機関と連携して、就労移行支援事業所等と公共職業安定所の連携を促し、障害者等に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を充実させるとともに、能力や職務要件に応じて委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の各種雇用支援制度活用に係る情報を企業等に対して広く提供します。
- 一般就労支援ノウハウのある企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な教育訓練資源を活用した委託事業や、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用を図り、企業と障害者等の相互理解を深め、その後の常用雇用を支援します。また、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の周知及び活用を図り、受入の円滑化及び障害者の職場定着を支援します。

○ 就労支援を強化するため、福祉・労働・教育等の各分野の関係者が連携を深めるとともに、本計画の目標の達成に向けた取り組みを推進するとともに、障害者の雇用に係る総合的な支援を図ります。

また、地域の実情に応じたきめ細かな就労支援が求められており、市町村における支援体制の整備が重要であることから、圏域ごとの既存のネットワークを活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の福祉施設、特別支援学校、福祉保健所、医療機関、企業等の関係者と市町村の連携を強化し、地域における就労支援を推進します。

就労移行支援事業と労働施策の連携

